

1. 計画書

県中都市計画公園の変更（須賀川市決定）

都市計画公園中 6.5.201 号牡丹台公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
運動公園	6.5.201	牡丹台公園	須賀川市牡丹園 19	約 18.9ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

牡丹台公園については、公園区域内に「須賀川牡丹園」が公園施設（植物園）として設置されているが、当該施設の管理事務所として整備した「牡丹会館」並びに温室及び管理棟として整備した「フラワーセンター」が公園区域外になっていることから、施設の利用実態との整合を図ることにより、適正な公園の管理運営に資するため、当該 2 施設の区域を公園区域に変更しようとするものである。

なお、当該 2 施設の都市公園法上の位置付けは、以下のとおり。

【都市公園法上の整理】

都市公園法第 2 条第 2 項及び都市公園法施行令第 5 条で定める公園施設の種類

- ・牡丹会館…令第 5 条第 7 項で定める管理施設（管理事務所）
- ・フラワーセンター…令第 5 条第 5 項第 1 号で定める教養施設（温室）及び同条第 7 項で定める管理施設（管理棟）

2. 新旧対照表

変更前
変更後

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
運動公園	6.5.201	牡丹台公園	須賀川市牡丹園 19	約 18.1ha 約 18.9ha	

3. 都市計画の変更に係る土地の区域

1 新たに都市計画に含まれる土地の区域

福島県須賀川市のうち

ぼたんえん
牡丹園の一部の区域